

2025 年度 授業料徴収猶予申請のしおり【後期】

学部生・大学院生共通

== 概 要 ==

1. 制度概要

その期の授業料の支払期限を一定期日まで延期することができる制度

2. 対象者

以下の①～⑤すべてに該当する者※¹

- ① 日本人又は在留資格が「留学」以外の外国人（私費外国人留学生以外の者）※²
- ② 学部生又は大学院生の者
- ③ 本学の定める「家計基準」及び「学力基準」を満たす者
- ④ 本学期に大学独自の授業料免除を申請しない者
- ⑤ 《学部生のみ》高等教育修学支援制度による授業料減免を受けていない者及び高等教育修学支援新制度(日本学生支援機構 給付奨学金)に申請しない者

※¹ 家計基準・学力基準をもとに選考を行うため、申請すれば必ず許可される制度ではありません。

※² 私費外国人留学生の方は本学の授業料免除制度の申請をご検討ください。本学が定める基準を満たす申請者の中から予算の範囲内で選考のうえ、免除者を決定しますが、免除結果が決定する1月までは授業料の徴収を猶予します。

3. 申請方法

授業料徴収猶予願とその他提出書類を所属キャンパスの担当窓口に期間内に提出する

4. 申請期間

申 請 期 間 : 2025 年 8 月 1 日^① ～ 9 月 30 日^②

【参考】結果公開日 : 2025 年 11 月 14 日^③ @キャンパス情報システム

▼ 提出書類の印刷方法について ▼

様式	掲載場所	印刷方法
授業料徴収猶予願	本しおり p.12	A4・片面印刷

1. 授業料徴収猶予の制度について

★授業料徴収猶予の基準（私費外国人留学生以外）

高等教育修学支援新制度による授業料減免の対象外の方、および本学独自の授業料免除に申請しない方で以下のいずれかの事由に該当し、家計基準及び学力基準を満たす者を授業料徴収猶予の対象者とする。

申請事由	事由詳細	家計基準	学力基準	猶予期限
1.経済的理由	経済的理由により納付期限までに授業料の支払いが困難	家計評価額（※3）が 400万円以下	留年中でない	(後期分) 2026年 2月27日
2.生計維持者死亡	事由期間（※1）内に生計維持者が死亡し納付期限までに授業料の支払いが困難		課さない	
3.災害	事由期間（※1）内に災害で半壊・床上浸水以上の被害を受け納付期限までに授業料の支払いが困難	課さない	課さない	
4.特例災害	指定災害（※2）で半壊・床上浸水以上の被害を受け納付期限までに授業料の支払いが困難	課さない	留年中でない	

※1 **事由期間**：基準日（前期：4月1日、後期：10月1日）前6か月以内（入学した日の属する学期分の申請については前1年以内）

※2 **指定災害**：「東日本大震災（2011年3月11日）」、「熊本地震（2016年4月14日）」、「2018年5～7月豪雨」、「北海道胆振東部地震（2018年9月6日）」、「2019年8～9月豪雨」、「2019年台風19号」及び「能登半島地震（2024年1月1日）」※指定する災害は次期申請時において、予告なく削除・追加する場合がありますので予めご了承ください

※3 **家計評価額**：本人及び生計維持者2名（原則、父母）の「合計所得金額」と「所得控除合計」の差の合計額

家計評価額＝〔合計所得金額(本人)－所得控除合計(本人)〕＋〔合計所得金額(父)－所得控除合計(父)〕＋〔合計所得金額(母)－所得控除合計(母)〕

* 合計所得金額と所得控除合計は1,000円未満を切り捨てた金額を使用する

* 〔合計所得金額－所得控除合計〕の値がマイナスの場合は0円とする

(例)

	合計所得金額 [円]	所得控除合計 [円]
本人	0	430,000
父	4,168,250	1,956,933
母	1,253,123	562,580

本人：0-430,000＝0

父：4,168,000-1,956,000＝2,212,000

母：1,253,000-562,000＝691,000

家計評価額＝0+2,212,000+691,000＝**2,903,000円**

☆補 足

- ・ 家計評価額400万円は、給与収入換算で900万円程度（目安）です。所得控除の種類や金額によって変動します。
- ・ 事由2、3、4に該当し、その事由で授業料徴収猶予の申請を希望する場合は、事前に窓口でご相談ください。本学独自の授業料免除の基準を満たす場合があります。
- ・ 《学部生のみ》家計評価額が100万円程度以下の場合や多子世帯の学生の場合、高等教育修学支援新制度の対象となる可能性がありますので、日本学生支援機構 給付奨学金の申請をご検討ください（高等教育修学支援新制度の利用には日本学生支援機構 給付奨学金に申請する必要があります）。但し、給付奨学金に申請予定の者は授業料徴収猶予に申請できません。

※給付奨学金に申請した場合、その結果が決定するまでは授業料の請求は行いません。

2. 申請方法

申請期間：2025年8月1日^金～9月30日^火

▼ 提出書類一覧 ▼ 次の書類を揃えて所属キャンパス担当窓口へ提出してください。(p.9 参照)

全 員 提 出	☐ 授業料徴収猶予願	本しおり巻末の授業料徴収猶予願を A4 で印刷のうえ、必要事項を記入してください。
	☐ 住民票 (発行から 3 か月以内のもの)	『この写しは世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する』と記載されている住民票（謄本）。 ※ 生計維持者以外の方（申請者本人や兄弟姉妹、祖父母等）で住民票を移動・分離させている場合、その分の住民票の提出は不要。但し、p.3 記載の『独立生計者』として申請する場合は、申請者本人（+ 配偶者）が記載されたものを提出してください。
	☐ 令和 7 年度（令和 6 年分） 所得・課税・控除証明書 〔 本人 + 生計維持者 〕 (原則、父母 2 名)	収入の有無や多寡にかかわらず、本人及び生計維持者（原則父母 2 名）の証明書。名称・様式は市区町村により異なります。（p.5 を参照） ※ 徴収猶予願作成には「所得控除合計」の金額が必要です。この金額が所得・課税・控除証明書に記載されていない場合は、記載された証明書が発行できないか自治体にご確認ください。不可の場合は、所得控除合計をご自身で計算することが必要な場合があります。（p.6 を参照） ※ 原則、本証明書は 2025 年 1 月 1 日時点において住民票のあった自治体で発行されます。但し、住民票住所と実住所が異なる場合で、2025 年度に住民税が課税されている方は、住民税を納めている自治体で発行されます。 ※ 海外に住んでいる（いた）ため、発行不可の場合や記載の所得が 1 年分に満たない場合（海外居住時の所得が含まれない場合）は職場等が発行する収入に関する証明書等を提出していただきます。事前に窓口にご相談ください。
	☐ 生計維持者に係る証明書	提出書類は p.3 を参照。 p.3 の②～⑪に該当する場合、該当する書類を提出。

● 申請事由が「生計維持者死亡」の場合の提出書類（必須）

☐ 「戸籍謄本」のコピー	戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）が必要です。 ※ 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）ではありません。
☐ 【様式 1】所得・控除計算書 (ホームページから様式をダウンロード)	扶養人数等の確認のため提出が必要です。 ※ 両親ともに死別した場合は、事前に窓口にご相談ください。

● 申請事由が「災害」又は「特例災害」の場合の提出書類（必須）

☐ 「り災証明書」のコピー	半壊・床上浸水以上のもの。申請期限までに発行が間に合わない場合は、書類提出時に申請窓口へ申し出てください。
--------------------------------------	---

☐ **生計維持者に係る証明書類** ※生計維持者を父と母の2名とする場合は提出不要

生計維持者は原則父母の2名です。収入の有無や多寡、支援の有無等にはよりません。

但し、次の②～⑪のいずれかに該当する場合のみ、生計維持者の人数や人物を以下のとおりとします。該当する場合は証明書類を提出してください。生計維持者の判断に迷う場合は事前に担当窓口にご相談ください。

(1) 父母(2名)を生計維持者とするケース【原則、このケース】

	要 件	提 出 書 類	生計維持者
①	父母がいる ※離婚後(又は死別後)父又は母が再婚(事実婚含む)した場合を含む	なし	父・母 (2名)

(2) 父又は母のいずれか(1名)を生計維持者とするケース

	要 件	提 出 書 類	生計維持者
②	父又は母と生別又は死別している	☐ 「戸籍謄本」や「児童扶養手当受給者証」のコピー等 ※「所得・課税・控除証明書」で寡婦・ひとり親の該当が確認できる場合は提出不要です	父 又は 母 (1名)
③	父母が離婚調停中かつ別居中で、別生計となっている	☐ 裁判所による「係属証明書」又は弁護士による「報告書」のコピー等	
④	父母が家庭内暴力(DV)による別居中で、別生計となっている	☐ 自治体等による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明」のコピー等	
⑤	父又は母が、生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができない	☐ 「行方不明者届受理証明書」や「診断書」のコピー等で事情を証明できる書類	

※父母が③、④以外の理由で別居しているだけでは生計維持者を1人とすることはできません

(3) 父母以外の者(1名)を生計維持者とするケース

	要 件	提 出 書 類	生計維持者
⑥	父母と死別し、学生が祖父母・おじおば等の親族から経済的支援を受けている	☐ 「戸籍謄本」や「行方不明者届受理証明」、「診断書」のコピー等で事情を証明できる書類	主たる支援者 (1名)
⑦	父母が生死不明、意識不明、精神疾患等により、意思疎通ができないため、学生が祖父母・おじおば等の親族から経済的支援を受けている		

(4) 学生本人を『独立生計者』とするケース(生計維持者なし)

	要 件	提 出 書 類
⑧	申請者本人が、以下の要件をすべて満たす場合 1)原則大学院生 2)所得税法上、父母の扶養親族でない者 3)父母と別居しており、経済的支援を一切受けていない者 4)本人(又はその配偶者)の家計評価年(前期:前々年、後期:前年)の収入が年間124万円以上あり、所得の申告をしている者※ 5)本人(又はその配偶者)が、国民健康保険の世帯主の者、又は健康保険の被保険者の者 ※日本学術振興会の特別研究員(DC)の採用者やこれに類する制度でDCと同等の奨励金受給が決定している者は4)を満たすとみなす(一般的な奨学金は対象外)	▼全員提出 ☐ 申請者本人(及びその配偶者)の「健康保険証」のコピー ※マイナ保険証の場合は こちら を参照 ▼配偶者がいる場合(該当者のみ) ☐ 配偶者の「令和7年度(令和6年分)所得・課税・控除証明書」※配偶者の所得等を加味し判定を行います ▼日本学術振興会の特別研究員等の場合(該当者のみ) ☐ 「日本学術振興会特別研究員(又はこれに類する制度の)決定通知」のコピー ※状況に応じて、以下の書類を別途請求する場合があります ☐ 父母等から支援を受けていないことの申立書 ☐ 父母の住民票 ☐ 父母の所得・課税・控除証明書
⑨	社会的養護を必要とし、18歳となるまで以下の施設等に入所していた(又は養育されていた) ・児童養護施設 ・児童自立支援施設 ・児童心理治療施設(情緒障害児短期治療施設) ・児童自立生活援助事業(自立援助ホーム) ・小規模住居型自動養育事業(ファミリーホーム)で養育 ・里親に養育	☐ 入所証明書等のコピー(任意様式) ※申請学期毎に提出が必要ですが、証明書自体は同じものでよいので、原本を無くさずに保管しておいてください(学期毎に新たに発行する必要はありません)
⑩	父母と死別し(又は生死不明、意識不明、精神疾患等のため、意思疎通ができず)、祖父母・おじおば等の親族から経済的支援を一切受けていない	☐ 「戸籍謄本」や「行方不明者届受理証明」、「診断書」のコピー等で事情を証明できる書類 ☐ 事情書(任意様式)
⑪	父母からの家庭内暴力(DV)により、保護施設等で保護等されている(いた)場合で、父母等から一切経済的支援はなく、別居している	☐ 事情書(任意様式) ※状況に応じて、別途公的機関による証明書を請求いたします

★ 任意の提出書類

☐ 【様式 2】 学力基準の特例申請書（学生総合支援センターホームページから様式をダウンロード）

以下の「特別事由」に該当すると認められる場合、学力基準を一部緩和します。必ず指導教員等に事情書の所見欄を記入してもらってください。また、事由に合わせた証明書類（コピー可）の提出が必要です。

- 本人が障がい者であるため、学業を継続するうえで負担が大きいと認められる場合で、最高学年を留年した場合
【証明書類：障害者手帳のコピー等】
- その他真にやむを得ない事情があると特に認められた場合で、最高学年で留年した場合
【証明書類：事情を証明できるもの】

☐ 【様式 3】 家計急変申告書（ホームページから様式をダウンロード） + 証明書類

以下の事由に該当する場合は、家計急変申告書に加えて別途証明書類を提出することで、家計急変後の収入等を考慮します。

	事 由	提 出 書 類
①	基準日（前期：4月1日、後期：10月1日）において、申請者本人又は生計維持者の一方（又は両方）が 事故又は病気 により、 半年以上 、就労が困難な状態にある	☐ 【様式 3】 家計急変申告書（就労困難・非自発的失業） ☐ 診断書のコピー（※1,2）
②	基準日（前期：4月1日、後期：10月1日）前 1 年以内において、申請者本人又は生計維持者の一方（又は両方）が 失職 （非自発的失業（※3）の場合に限る）し、再就職等していない	☐ 【様式 3】 家計急変申告書（就労困難・非自発的失業） ☐ 雇用保険受給資格者証のコピー（第 1・3・4 面）（※4）

- ※1 診断書には「就労困難な状況が開始した日」及び「就労困難」であること、その期間が半年以上である旨が記載されていることが必要です。
- ※2 前の学期の授業料免除申請時も同様の事由で家計急変申告書を提出している方で、本学期もその事由が継続している場合、前回の申請時に診断書のコピーを提出していれば、本学期の申請時は診断書のコピーの提出を省略できます。（前回の申請時に提出を省略している場合は、本学期に提出が必要です。そのため、1年に1度は診断書の提出が必要になります。）
- ※3 非自発的失業とは、雇用保険受給資格者証（又は雇用保険被保険者離職票）において、次の9つのいずれかの離職理由コードに該当する場合を指します。（コードは2025年時点のもの）
離職理由コード：「11(1A)」 「12(1B)」 「21(2A)」 「22(2B)」 「23(2C)」 「31(3A)」 「32(3B)」 「33(3C)」 「34(3D)」
- ※4 雇用保険の受給が終了している場合でも提出が必要です。離職日が基準日前1年以内であって、再就職等していない場合は家計急変申告の対象となりますので、無くさずに保管してください。

- 生計維持者の令和6年分所得金額、令和7年度課税額・控除額が記載された、記載省略のない証明書(全項目証明)を市区町村の役場で入手してください。
- 「合計所得金額」と「所得控除合計」の2つの金額を申請時に使用します。自治体によっては「所得控除合計」を証明書に記載しない形式で発行している場合があります。できる限りこの金額が記載された証明書の発行を自治体に依頼していただき、それが叶わない場合は、申請者本人で「所得控除合計」の計算が必要となります。
- 住民税非課税の場合、「所得・非課税証明書」等の名称で発行されますので、そちらを提出してください。合計所得金額や控除額が空欄等で証明されていない場合でも、非課税であることが証明書からわかれば問題ありません。
- 証明書の名称・様式は市区町村により異なります。
名称例:「令和7年度(令和6年分)課税証明書」、「2025年度 市民税・県民税 所得・課税・扶養証明書」

2 - (2) 所得控除合計が「所得・課税・控除証明書」に記載されていない場合

所得控除の種類は以下の 15 種類です。「所得・課税・控除証明書」に所得控除合計が記載されていない場合は、

所得控除欄に記載されている各控除金額を足し合わせて、所得控除合計としてください

- ・基礎控除 ・医療費控除 ・雑損控除 ・社会保険料控除 ・小規模企業共済掛金控除
- ・生命保険料控除 ・地震保険料控除 ・寄付金控除 ・配偶者控除 ・配偶者特別控除
- ・寡婦控除 ・ひとり親控除 ・勤労学生控除 ・障がい者控除 ・扶養控除

※多くの場合、該当する所得控除のみが証明書に記載されています。

※ふるさと納税による「寄付金税額控除」や「住宅ローン控除」は所得控除ではありません。

〔以下、参考〕「所得・課税・控除証明書」の例とその計算例

SAMPLE1

市民税・県民税 課税（所得）証明書

住所	〇〇県〇〇市〇〇
氏名	〇〇 〇〇
「合計所得金額」	
合計所得金額	¥2,370,000
市民税	所得割 ¥15,000 均等割 ¥4,000
令和〇年度 年税額	¥19,000
課税標準額	総合所得 ¥275,000 分離所得 ¥0
県民税	所得割 ¥10,000 均等割 ¥3,000
令和〇年度 年税額	¥13,000
令和〇年度 合計所得金額の内訳	
(給与支払金額)	(¥3,500,000)
給与所得	¥2,370,000
以下余白	以下余白
所得控除の内訳	
扶養控除	配偶者 1人 特定 老人 (内同居) 0人 (0人) ¥780,000
配偶者特別控除	¥210,000
雑損控除	¥0
医療費控除	¥0
社会保険料控除	¥600,000
小規模企業共済等掛金控除	¥0
生命保険料控除	¥70,000
地震保険料控除	¥5,000
本人控除	¥0
基礎控除	¥430,000
控除額	¥0
分離課税所得の特別控除	¥0
繰越控除	¥0
備考	
上記のとおり相違ないことを証明します。	

★SAMPLE1 に似た証明書を発行している自治体★

深川市、七戸町、石巻市、横手市、酒田市、南相馬市、川越市、川口市、習志野市、小田原市、秦野市、燕市、美濃加茂市、坂祝町、下田市、西尾市、高浜市、熊野市、大東市、明石市、芦屋市、三木市、穴栗市、新見市、備前市、阿波市、宿毛市など

「所得控除合計」は記載なし
各控除の金額はそれぞれ記載があるので足せば OK !

左記証明書の場合の所得控除合計は…
210,000 + 600,000 + 780,000 + 70,000
+ 5,000 + 430,000 = **2,095,000 円**

「扶養」「扶養親族障害」の合算金額になっています。

「本人障害」「寡婦」「ひとり親」「勤労学生」に該当すれば『本人控除』欄に金額が入ります。

この控除は所得控除ではありません。

SAMPLE2

住民税課税（所得）証明

住所	〇〇県〇〇市〇〇
氏名	〇〇 〇〇
生年月日	昭和〇年〇月〇日
生別	〇
行政区	〇
令和〇年度 所得	
種類	金額
給与所得（調整控除後）	1,320,000円
公的年金等所得	300,000円
(給与収入)	2,000,000円
(公的年金等収入)	300,000円
合計所得金額	1,620,000円
所得控除の内訳	
雑損控除	260,000円
医療費控除	
社会保険料控除	400,000円
小規模企業共済等掛金控除	
生命保険料控除	100,000円
地震保険料控除	
寄付金控除	
障害者控除	
老年者控除	
寡婦・ひとり親控除	
勤労学生控除	
配偶者控除	
配偶者特別控除	
特定 1人 (年少扶養 人)	
老人	
その他	450,000円
同居特別障害加算分	
基礎控除	430,000円

★SAMPLE2 に似た証明書を発行している自治体★

伊那市、駒ヶ根市、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村など

「所得控除合計」は記載なし
各控除の金額はそれぞれ記載があるので足せば OK !

「合計所得金額」

を証明します。

令和〇年〇月〇日
〇〇市長 〇〇 〇〇

上記証明書の場合の所得控除合計は…
400,000 + 100,000 + 260,000 +
450,000 + 430,000 = **1,640,000 円**

▼＜ 以下、続き ＞ 所得控除合計が「所得・課税・控除証明書」に記載されていない場合

SAMPLE3

市県民税 課税証明書

住所	〇〇県〇〇市〇〇
氏名	〇〇 〇〇

令和〇年度

令和〇年度 所得額の合計	3,960,000 円
-----------------	-------------

所得の種類	金額
給与所得(所得金額調整控除後) (給与収入金額)	5,500,000 円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円

所得控除の種類	金額
社会保険料控除	900,000 円
人的控除	1,110,000 円
基礎控除	430,000 円
	円
	円
	円
	円
	円

備考	上記のとおり相違ないことを証明します。
----	---------------------

令和〇年〇月〇日
〇〇市長 〇〇 〇〇

★SAMPLE3 に似た証明書を発行している自治体★

日立市、古河市、石岡市、常陸太田市、取手市、つくば市、桜川市、神栖市など

人的控除内訳欄で該当する各種所得控除の合算金額が『人的控除』欄に記載される。

該当のない控除は記載されない。

「所得控除合計」は記載なし
各控除の金額はそれぞれ記載があるので足せば OK !

上記証明書の場合の所得控除合計は…

$900,000 + 1,110,000 + 430,000 = \underline{2,440,000 \text{ 円}}$

【注意】自治体によっては、各控除金額を足すだけでは「所得控除合計」とならないケースあり・・・

(控除の該当可否のみ記載され、金額が記載されていない)

>> この場合は、該当する控除の種類から、その控除額を個別に導く必要があります。

SAMPLE4

所得課税証明書
(控除の内訳記載あり)

年度区分	令和〇年度(令和〇/年分)
住所	〇〇県〇〇市〇〇
氏名	〇〇 〇〇

昭和〇年〇月〇日生

給与所得	¥3,160,000	雑損	¥0	配偶者控除	控除額	所得割	¥12,000
以下余白		医療費	¥0	配偶者 特別控除額	¥0	市県民税	
所得の種類		社会保険料	¥400,000	扶養		所得割	¥10,000
		小規模共済掛金	¥0	特定	0人	均等割	¥2,200
		生命保険料	¥80,000	同居老人	1人	計	¥12,200
		地震保険料	¥0	寡婦、ひとり親、勤労学生	該当なし	年税額	¥27,700
		寄付金	¥0	本人障害	特例		
				扶養障害	特例		

＜備考＞ 16歳未満の扶養親族の数 : 0人

「合計所得金額」

所得金額合計 ¥3,160,000

給与収入	¥4,500,000
公的年金収入	¥0
免税超収入	¥0

「所得控除合計」の記載なし
さらに・・・

- ①「基礎控除」の金額記載なし
- ②「配偶者控除」の金額記載なし
- ③「寡婦」「ひとり親」「勤労学生」の金額記載なし
- ④「障害控除」の金額記載なし
- ⑤「扶養控除」の金額記載なし

記載の金額を足すだけでは「所得控除合計」にならない

★SAMPLE4 のように記載された金額の足し算だけでは「所得控除合計」とならない自治体★

十和田市、雫石町、西和賀町、岩泉町、平泉町、一戸町、高崎市、長崎市、那覇市など

該当すれば、「寡婦該当」「ひとり親該当」「勤労学生該当」と記載される。

【控除額早見】

基礎控除	所得	2400万以下	2400～2450万以下	2450～2500万以下	2500万～
	所得	430,000	290,000	150,000	0
配偶者控除	所得	900万以下	900～950万以下	950～1000万以下	1000万～
一般(69歳未満)	所得	330,000	220,000	110,000	0
老人(70歳以上)	所得	380,000	260,000	130,000	0
扶養	特 定	一般(その他)			
	450,000	330,000			
	同居老人	老人			
	450,000	380,000			
寡婦、ひとり親、勤労学生	寡婦	ひとり親	勤労学生		
	260,000	300,000	260,000		
本人障害	特別障害者	障害者			
	300,000	260,000			
扶養障害	同居特別障害	特別障害者	障害者		
	530,000	300,000	260,000		

詳しくは次のページを参照(計算例もあり)

▼ < 以下、続き > 所得控除合計が「所得・課税・控除証明書」に記載されていない場合

▼ 「所得・課税・控除証明書」に個別の控除金額が記載されていない場合 ▼

個別の控除金額の記載がない可能性のある控除は「基礎控除」「配偶者控除」「寡婦控除」「ひとり親控除」「勤労学生控除」「障害控除」「扶養控除」のいずれかになります。基本的に該当の可否が証明書に記載されています。

①「基礎控除」の金額が記載されていない場合

基礎控除は、ほぼ全員につく控除です。(基礎控除額の記載がなければ加算してください)

合計所得金額で金額が変わりますが、基本的に 43 万円控除となります。

合計所得金額	基礎控除額
2,400 万円以下	430,000 円

②「配偶者控除」の金額が記載されていない場合

控除対象配偶者欄に「*」や「有」などの記載がある方が対象です。

合計所得金額と配偶者の年齢で金額が変わります。

合計所得金額	配偶者控除額	
	一般 (69 歳以下)	老人 (70 歳以上)
900 万円以下	330,000 円	380,000 円

記載例 1	配偶者控除		記載例 2	該当区分等		
	一般	老人		控除対象配偶者		
	有	無		有	無	無
				一般	老人	
				*	—	—

上例の場合、所得 900 万円以下であれば 33 万円控除
※「配偶者控除」と「配偶者特別控除」は異なります。
両方対象となることはありません。

③「寡婦控除」「ひとり親控除」「勤労学生控除」の金額が記載されていない場合

寡婦、ひとり親、勤労学生欄に「*」や「有」などの記載がある方が対象です。

	控除額
寡婦控除	260,000 円
ひとり親控除	300,000 円
勤労学生控除	260,000 円

本人該当				
特別障害	その他障害	寡婦	ひとり親	勤労学生
			*	

上例の場合、ひとり親に該当するため 30 万円控除

④「障がい控除」の金額が記載されていない場合

本人障がいの場合、本人障がい欄に「*」や「有」などの記載がある方、扶養親族障がいの場合、区分毎に人数が記載されている方が対象です。

障がい区分	障がい者控除額	
	本人	扶養親族(1 人あたり)
(普通)障がい	260,000 円	260,000 円
特別障がい	300,000 円	300,000 円
同居特別障がい	—	530,000 円

記載例	本人障がい		扶養親族	
	特 障	普 障	同 特	同 普
	無	有	0 人	2 人

上例の場合、本人障いで 26 万円と扶養親族の特別障害 2 人で 60 万円、計 86 万円控除

⑤「扶養控除」の金額が記載されていない場合

扶養親族欄に区分毎の人数が記載されている方が対象です。

扶養区分	扶養控除額(1 人あたり)
一般(その他)	330,000 円
特定	450,000 円
老人(同居)	450,000 円
老人(同居以外)	380,000 円
16 歳未満	0 円

記載例	扶 養	
	特定	その他
	2 人	1 人

同老：老人(同居)
老人：老人(同居以外)

上例の場合、特定扶養 2 人で 90 万円と一般扶養 1 人で 33 万円、計 123 万円控除

p.7 の SAMPLE4 の場合の所得控除合計は…

- ① 所得 2400 万以下 ⇒ 430,000 円
- ② 一般配偶者控除「有」+ 所得 900 万以下 ⇒ 330,000 円
- ③ 該当なし ⇒ 0 円
- ④ 本人普通障害 + 同居特別障害 1 人 ⇒ 790,000 円
- ⑤ その他 1 人、同居老人 1 人 ⇒ 780,000 円

所得控除合計 =

400,000 + 80,000 + ① 430,000 + ② 330,000 +
③ 0 + ④ 790,000 + ⑤ 780,000 = **2,810,000 円**

(参考) SAMPLE1~4 以外で「所得控除合計」の記載がない証明書を発行している自治体の一例

厚岸町、宇都宮市、江戸川区、板橋区、上越市、妙高市、富山市、白山市、七尾市、内灘町、能登町、豊田市、京都市など

SAMPLE1~4 等を参考に計算してください

3. 申請書類の提出先（問い合わせ先）・提出方法について

提出先	松本キャンパス (全学部1年次生含む)	信州大学 学生総合支援センター 免除担当 〒390-8621 松本市旭 3-1-1 TEL: 0263-37-2199
	長野(教育)キャンパス	信州大学教育学部 学務係 〒380-8544 長野市西長野 6 の口 TEL: 026-238-4056
	長野(工学)キャンパス	信州大学工学部 学務係 〒380-8553 長野市若里 4-17-1 TEL: 026-269-5135
	伊那キャンパス	信州大学農学部 学務グループ 〒399-4598 上伊那郡南箕輪村 8304 TEL: 0265-77-1447
	上田キャンパス	信州大学繊維学部 学務グループ 〒386-8567 上田市常田 3-15-1 TEL: 0268-21-5311

提出方法	窓口持参	受付の際、申請書類をチェックしながら家庭状況や収入状況について面談により確認しますので、 <u>学生本人が直接持参</u> してください。 遠方等でやむを得ず持参できない場合は、郵送での提出を認めます。
	郵送提出	<u>遠方等やむを得ず持参できない場合は</u> 、レターパックライト（郵便局や一部コンビニエンスストアで購入できます）で提出期間内（必着）に所属キャンパスの提出先までお送りください。レターパックライトの「品名」に必ず「 授業料徴収猶予申請書類 」と記載してください。 受付完了の連絡はいたしません。また、到着確認のためのお問い合わせはご遠慮ください。「郵便追跡サービス」にて配達状況を確認してください。不備がある場合はメールや電話で学生へ連絡します。必ず大学メールや着信履歴をご確認ください。

4. 選考結果及び支払期限について

申請期	選考結果の掲載期間（予定）	支払期限
2025 年度 後期分	2025 年 11 月 14 日 ～ 12 月 13 日	許可 : 2026 年 2 月 27 日 不許可 : 2025 年 11 月 26 日(口座振替)

- 本学の授業料徴収猶予の申請及び選考は、前期分と後期分を別々に行います。そのため、**前期分と後期分の選考結果は異なる場合があります。**
- **選考結果は学内ポータルサイト（キャンパス情報システム）にて通知します。**結果確認については、パソコンまたはスマートフォン等から、期間内に各自で行ってください（電話での通知や郵送等はしません）。結果確認画面のスクリーンショットやページ印刷を行い、必ず保護者へ伝えてください。

学内ポータルサイト **ACSU(握手)** にログインして、**キャンパス情報システム** に入り
⇒ ◆学生生活情報 ⇒ 授業料免除結果 によりご確認ください。



「授業料免除結果」メニューをクリックすると、授業料免除等の結果を表示します。

信州大学 Shinshu University

キャンパス情報システム

- ・トップページ
- ・ログアウト
- ◆講義情報
 - ・休講情報
 - ・補講情報
 - ・時間割・講義室等変更情報
 - ・集中講義日程情報
 - ・授業に関する情報
- ◆履修・成績
 - ・シラバス
 - ・履修・成績
 - ・授業アンケート
 - ・授業抽選登録
- ◆学生生活情報
 - ・授業料免除・奨学金申請情報
 - ・授業料免除・奨学金連絡事項
 - ・健康診断結果参照
 - ・授業料免除結果
- ◆お知らせ

XXXX年度 ●期分授業料徴収猶予結果

このページを印刷

学籍番号: 20X0001X
氏 名: 信大 一郎
選考結果: 許可(不許可の場合は理由も)
お支払金額: 267,800 円
申請区分: ●期分

【お支払い方法】
選考結果が「半額免除」又は「不許可」の方は、下記のいずれかの方法によりお支払いください。

1.口座振替の手続きが完了している場合
XXXX年X月X日(X曜)に指定口座から引き落としをしますので、金融機関営業日での前日15時までに入金をしてください。

2.口座振替の手続きをしていない場合
●月中旬頃に送付される振込通知書により、すみやかにお支払いください。

【申請区分について】
※「前期分のみ申請」の場合
・XXXX年度前期分のみ申請をしています。後期分を申請する場合は、別途申請手続が必要になりますので、

各自でページ印刷や画面のスクリーンショットを行い、内容確認や他の申請等に利用できるように大切に保管ください。また、必ず保護者へ免除等結果を伝えてください。

5. 注意事項

- 学則違反、学生としての本分に反する行為により、懲戒処分等を受けた場合は、審査の対象から除外します。徴収猶予決定後においても、許可を取り消します。
- 選考の決定がされるまでの間は、授業料の口座引落しを行いません。
- 本学の授業料免除・徴収猶予の申請はいずれか一つで、同時に複数申請することはできません。また、日本学生支援機構 給付奨学金在学採用の申請予定者は、本学の授業料徴収猶予を申請できませんが、授業料免除には申請が可能です。日本学生支援機構 給付奨学金に採用された場合には、本学の授業料免除申請が自動的に取下げとなります。
- 申請の内容を確認するため、提出書類一覧以外に別途書類の提出をお願いする場合がありますので、ご承知おきください。
- 申請後、休学・退学する場合又は申請を取り下げる場合は、速やかに担当窓口に応じてください。
- 判定には年末調整や確定申告で申告した内容が反映されます。生計維持者の方には年末調整や確定申告を確実に行うよう伝えてください（学生本人も確定申告等が必要なケースがあるため、詳細は管轄の税務署等にご相談ください）。疑義がある場合は、問い合わせさせていただく場合があります。また、申告内容含め申請内容に虚偽があった場合は、審査の対象から除外します。徴収猶予の許可が決定後に虚偽の事実が明らかとなった場合は、許可を取り消します。
- 入試やイベント等実施のため、平日でも窓口が閉まっている場合があります。事前にキャンパス情報システムやホームページ等を確認のうえ、書類の提出にお越しくください。
- 提出された書類の返却・貸出し等はできませんので、書類は提出前に自身でコピーをとり、内容確認や他の申請等に利用できるようにしてください。
- 提出していただいた書類は、授業料免除等業務のために利用するものであり、他の目的には使用しません。
- 次回以降の申請について、キャンパス情報システムや学生総合支援センターホームページでお知らせする予定です。

申請する期	申請案内掲載	申請期間（予定）
2026 年度 前期分	2026 年 1 月下旬	2026 年 4 月中旬

6. 情報入手方法

授業料免除等に関する情報は必要とする者が自主的に確認しなければなりません。情報を見逃してしまうと、大切な権利を失ったり、手続が大幅に遅れたり、不利益を被ることになりますので、注意してください。

自分で定期的に確認	学内掲示板、キャンパス情報システム、学生総合支援センターホームページ、X（旧 Twitter）、大学メール（xxxxx@shinshu-u.ac.jp）を定期的に確認してください。
大学からの個別連絡 （至急の場合）	携帯電話に授業料免除窓口の電話番号を登録しておき電話に出るようにしてください。電話に出られなかった場合は、折り返し電話をするか、担当窓口に来てください。

※右記 QR コード読込で学生総合支援センター TEL が登録可能 ▶



記入例

(西暦) 2025 年 9 月 8 日

2025 年度 後期分 授業料徴収猶予願

下記の理由により授業料の納付が期限内に困難なため、授業料の徴収猶予を願いたく申請します。
なお、記載事項は事実と相違ありません。

学籍番号	25S0000A	カナ	シンシュウ タロウ
		氏名	(署名) 信州 太郎

学部／研究科	理	学部／研究科	学年	1	キャンパス	(松本) ・ 長野 ・ 伊那 ・ 上田
審査の参考にするため、具体的に に記載してください。					携帯番号	090 - 0000 - 0000

△△-△△＊＊アパ-ト△号室

毎月の住宅ローンや私の学費と生活費に加え、この春から妹が高校に進学するため、支出が多くなり家計に大きな負担となりました。
このような状況で授業料を期日までに支払うことが困難なため、徴収猶予を申請いたします。

どれか一つに☑選択してください。
「経済的理由」以外の場合、要証明書の添付

▼申請事由 (該当する事由に☑してください)

☒ 経済的理由	☐ 生計維持者死亡	☐ 災害	☐ 特例災害
---	----------------------------------	-----------------------------	-------------------------------

▼合計所得金額・所得控除合計 (所得・課税・控除証明書に記載されている金額を記入してください)

	続柄	合計所得金額	所得控除合計	
学 生	本人	0 円	430,000 円	
		千円	千円	←大学記入欄
生計維持者①	父	4,168,250 円	1,956,933 円	
		千円	千円	←大学記入欄
生計維持者②	母	1,253,123 円	562,580 円	
		千円	千円	←大学記入欄

大学記入欄 (学生は記入しないこと)

ひとり親	非課税	多子	死亡 災害 特災 ()	学力	適	-
					不適	留年

入力

『所得・課税・控除証明書』に記載された
「合計所得金額」「所得控除合計」を転記してください。
※発行する自治体によっては「所得控除合計」が記載されていない場合があります。本しおりの p.6~8 を参照してください。

(西暦) 年 月 日

2025 年度 後期分 授業料徴収猶予願

下記の理由により授業料の納付が期限内に困難なため、授業料の徴収猶予を願いたく申請します。
なお、記載事項は事実と相違ありません。

学籍番号		カナ	
		氏名	(署名)

学部／研究科	学部／研究科	学年	キャンパス	松本 ・ 長野 ・ 伊那 ・ 上田
現住所	携帯番号			- -

▼申請理由（申請に至った理由や家計状況など具体的に記入してください）

--

▼申請事由（該当する事由に☑してください）

☐ 経済的理由	☐ 生計維持者死亡	☐ 災害	☐ 特例災害
--------------------------------	----------------------------------	-----------------------------	-------------------------------

▼合計所得金額・所得控除合計（所得・課税・控除証明書に記載されている金額を記入してください）

	続柄	合計所得金額	所得控除合計	
学 生	本人	円	円	⇐大学記入欄
		千円	千円	
生計維持者①		円	円	⇐大学記入欄
		千円	千円	
生計維持者②		円	円	⇐大学記入欄
		千円	千円	

大学記入欄（学生は記入しないこと）

ひとり親	非課税	多子	死亡 災害 特災 ()	学力	適	-
入力 読合					不適	留年
				特例基準該当		
				家計基準		
				選考結果	許可	不許可